情報通信審議会総会（第１９回）議事録

第１　開催日時及び場所

平成 20 年 6 月 27 日（金）　14 時 00 分～16 時 07 分

於、総務省 8 階第 1 特別会議室

第２　出席した委員等（敬称略）

委員

庄山　悦彦（会長）、荒川　薫、伊東　晋、大谷　和子、長村　泰彦、清原　慶子、後藤　滋樹、酒井　善則、坂内　正夫、佐々木かをり、清水　英一、関根　千佳、高橋　伸子、髙畑　文雄、滝　久雄、竹中　ナミ、土井　美和子、東海　幹夫、徳田　英幸、根元　義章、村上　輝康、安田　雄典、

（以上２２名）

第３　出席した関係職員等

(1)　総務省

増田　寛也（総務大臣）、鈴木　康雄（総務審議官）、小笠原　倫明（情報通信政策局長）、寺﨑　明（総合通信基盤局長）、松本　正夫（技術総括審議官）、中田睦（政策統括官）、桜井　俊（官房総括審議官）、吉田　博史（地上放送課長）、三田　一博（地上放送課企画官）、小笠原　陽一（コンテンツ振興課長）、秋本　芳徳（情報通信政策課長）、児玉　俊介（技術政策課長）、田中　宏（通信規格課長）、内藤　茂雄（通信・放送法制企画室長）、藤本　昌彦（情報流通高度化推進室長）

(2)　事務局

今林　顯一（情報通信政策局総務課長）

答申事項

「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」について【平成16年１月28日付け　諮問第８号】

「デジタル・コンテンツの流通の促進」及び「コンテンツ競争力強化のための法制度の在り方」について【平成13年３月28日付け　諮問第３号、平成16年１月28日付け　諮問第８号及び平成19年６月14日付け　諮問第１２号】

「生産性向上のためのＩＣＴ共通基盤の整備方策」について【平成19年６月11日付け　諮問第11号】

「我が国の国際競争力を強化するための研究開発・標準化戦略」について【平成19

年８月２日付け　諮問第13号】

報告事項

「通信・放送の総合的な法体系の在り方」について【平成20年２月15日付け諮問第14号】

「京都議定書目標達成計画の進捗状況」について

議決事項

情報通信審議会議事規則の一部改正について

開　　会

○庄山会長　　それでは、時間になりましたので、ただいまから情報通信審議会の総会、第１９回を開催いたしたいと思います。

本日は大変皆様方お忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。本日は、委員２９名中、間もなくお見えになるかと思いますが、現在は２１名がご出席いただいておりまして、定足数を満たしておりますので、以下進めさせていただきたいと思います。それから、本日の会議は公開で行いますということ、また、本会議の模様をインターネットにより中継しておりますので、ご了承をお願いしたいと思います。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めさせていただきたいと思います。

提案件数がきょうは多いので、できるだけ効率よく進めさせていただきたいと思いますので、皆様方のご協力よろしくお願いいたします。

議　　題

答申事項

「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」について

【平成16年１月28日付け　諮問第８号】

○庄山会長　　それでは、初めに答申事項より審議を行いたいと思います。

最初は、「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」について、本件について審議いたしたいと思います。

本件につきましては、「情報通信政策部会」及び「地上デジタル放送推進に関する検討委員会」において精力的に調査・審議していただきました。このたび中間答申（案）を取りまとめていただきましたので、これにつきましては、村上部会長から中間答申（案）のご説明をお願いいたします。

○村上委員　　政策部会長の村上でございます。ご報告申し上げます。

「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」の諮問につきましては、情報通信政策部会の地上デジタル放送推進に関する検討委員会、これ

は主査を村井慶應義塾大学教授にお願いしておりますが、この場におきまして、昨年８月の第４次の中間答申後、２０１１年のアナログ放送終了を確実に実施するために、さまざまな角度から検討をしていただきました。

６月２３日の情報通信政策部会では、この検討委員会の村井主査から検討結果をご報告していただきまして、第５次中間答申（案）を審議いたしました。その後、事務局におきまして情報通信政策部会におきます議論や事実関係の更新等を行っていただきました上で、本日の総会に第５次中間答申（案）として提出をさせていただいております。

第５次の中間答申（案）では、アナログ放送終了までの３年間を最終段階の中でも仕上げの段階というふうに位置づけまして、この期間に実施すべきことをすべて盛り込むことにいたしました。

主な提言内容といたしましては、受信機購入等に対する支援についての事項、それから、受信障害対策共聴施設の改修促進に関する事項、暫定的な衛星利用によります難視聴地域対策に関する事項、相談支援体制の拡充に関する事項などがございます。２０１１年７月にアナログ放送を円滑に終了してデジタル放送に完全移行していくために、今後この答申の提言内容を踏まえまして、政府及び関係者におきましては、しっかりと取り組んでいただきたいと考えております。

答申案の具体的内容につきましては、事務局から説明をしていただきます。吉田課長、よろしくお願いします。

○吉田地上放送課長　　事務局をしております地上放送課長の吉田でございます。今、部会長からもお話がありましたとおり、今回の答申は、今後３年間を最終段階の中でも仕上げの段階と位置づけていただいております。資料１９－１－１に基づきご説明させていただきますので、「概要版」という資料をおめくりください。

まず１ページということで、第５次中間答申における基本的考え方ということが記述されております。この中で仕上げの段階という位置づけであるとか、あるいは４つ目の丸にございますように、我が国におけるアナログ放送の終了・デジタル放送への移行の方法は、デッドラインを２０１１年７月と決め、そこから逆算して必要な準備を検討し、あらゆる関係者が共通の目標に向かって取り組んでいくというやり方をとっており、この中間答申の提言を踏まえて、それぞれの関係者の取り組みが必要であるという基本的な考え方を示してございます。

また、２番目の放送のデジタルの意義につきましては、これもその方針にも盛り込ん

でいただいているところでございますが、特に３つ目にございます国民全体としてのデジタル化のメリット、周波数ニーズの高まっている他の用途、携帯電話等やＩＴＳ、マルチメディア放送、自営通信などに利用可能であり、今後、ワイヤレスブロードバンド時代を踏まえたシステムの検討が行われる予定であることが記述されております。

２ページ目をごらんください。従来の答申は、まず送信側の措置、あるいはその次に受信側の取り組むべき課題、そして最後に国民の皆様に対する周知広報等という順番で掲載されておりましたが、これから３年間におきましては、やはり国民の皆様にご理解をいただいた上で、受信側の対策というのがより重要になってくるであろうということで、まず冒頭に国民の理解醸成という章を設け、引き続き受信側の課題、送信側の課題という形での構成で、従来の答申とは変えてございます。この第２章につきましては、周知徹底ということで、特に正確な情報が届きにくいと懸念される高齢者だけのような世帯に対して周知を徹底していく。そういうことを通じてすべての国民に受信形態に対応し正確な情報が届くよう取り組んでいくべきであるということ。２つ目にございますように、放送事業者において放送番組やスポットを活用して十分な周知を行うよう最大限の取り組みを行うべきということが記述されるとともに、地デジの周知広報活動を国民運動として盛り上げることができるよう関係者間で検討を行うということが書いてございます。

また、実際に幾つか事例も出ております悪質商法につきましても、関係省庁間の連絡体制を強化して、被害の発生・拡大の防止に努めるべきということが記述されてございます。

相談体制につきましては、すべての国民が地上デジタル放送に対応できるよう、これまでの相談体制に加え、抜本的に発想を変えた相談体制を構築する。具体的には、来るのを待つのではなく、相談を受けるために積極的に出かけていくという取り組みが必要であろうと。特に必要に応じて戸別訪問を実施するなど技術的サポートの充実が高齢者などを中心に必要となってまいります。本年秋に全国１０カ所程度で「テレビ受信者支援センター」というものを設置する予定となってございますが、２００９年度初頭を目途に、少なくとも全都道府県に１カ所は設置するよう、こういう受信者を支援する拠点を拡充すべきというご提言が盛り込まれてございます。

３ページ目をごらんください。受信側の課題といたしましては、３ページ以下に記述されてございます。受信機の普及に関しましては、受信機の多様化・低廉化とともに、

第４次中間答申で提言した５，０００円以下の簡易なチューナーの開発・流通が実現できるよう引き続き取り組むこと、あるいは経済的に困窮度が高い世帯への受信機器の購入等に対する支援ということで、支援対象世帯につきましては、生活保護世帯のうちアナログ放送を視聴している世帯、支援内容につきましては、新たに必要な最低限度の機器等を無償給付、具体的には簡易なチューナーとともに、必要があれば室内アンテナの給付、または屋外アンテナの改修等ということでございます。支援方法につきましては、申請に応じて現物給付することや、時期につきまして、２００９年度から実施できるよう具体的な支援の仕組み、方法等を検討すべきという提言が盛り込まれてございます。

また、高齢者・障害者等につきまして、いつでもどこでも繰り返し何度でもきめ細かく説明会を開催していったり、あるいは要介護世帯等に対して個別訪問によるサポート、あるいはこのような方々が確実に対応が終了しているかの確認などの提言が盛り込まれているところでございます。

４ページ目をごらんください。受信側の課題の続きといたしまして、共聴施設の改修促進ということがございます。辺地共聴、受信障害、集合住宅共聴、それぞれございます。辺地共聴施設につきましては、過去の答申を踏まえまして、支援措置というものをこれまでも講じてきたところでございます。これに関しましても、本年度もご議論いただきまして、辺地共聴施設の新設等の極めて多額な経費が必要な場合の住民の負担について特段の配慮が必要である旨の提言が盛り込まれているほか、デジタル化改修が現在困難と考えられている共聴施設につきましては対策手法の検討を行いまして、「地デジ難視地区対策計画」というのを、後ほど言及いたしますが、そちらに盛り込んでいくことが記述されてございます。

受信障害対策施設、これはビル陰などの都市部で多くある障害でございますけれども、これは共聴施設の施設設置者等に対しまして戸別訪問説明を実施すること、あるいはデジタル化対応の検討の促進を図るということが記述されております。その上で、受信障害の原因となった建築物の所有者等に負担を求めることが困難な場合であって、共聴施設の改修などデジタル化に当たっての住民負担が過重となるときには支援措置を講ずることを検討すべきではないかという提言が盛り込まれているところでございます。

集合住宅共聴施設の周知徹底につきましては、集合住宅につきましては、住民の方々のご負担により改修していただくということでございますが、例えば標準的な工事の事例の相談に応じる体制を構築するであるとか、必要な情報を確実に提供する周知広報と

いうものを徹底することが盛り込まれてございます。

３番目の公共施設のデジタル化につきましては、２０１０年末までにすべての公共施設におけるデジタル改修が完了することを目標に取り組むべきことが記述されてございます。

５ページ目をごらんください。ここからが送信側の課題になります。中継局整備につきまして、中継局ロードマップが本年３月に改定されてございますけれども、この中では、すべての中継局の整備計画年というのが盛り込まれておりますので、放送事業者が責任を持って実行していくこと、あるいはその整備時期の前倒し、あるいは、当然事情変更があることで中継局ロードマップの更新ということが必要になってまいりますのでそれをホームページできちんと随時更新し、公表していくことなどが記述されてございます。

中継局整備にかえて共聴施設整備等により対応する予定の地区で具体的整備方法が未定の地区というところがございますが、これについて、遅くとも本年度末までに具体的整備方法の結論を得るべき、あるいは離島地域におきまして本年度中に結論を得るべきと、それぞれ課題がある地域につきましての提言を盛り込んでいるところでございます。

難視聴世帯解消に向けた取り組みということで、まずは、いわゆる新たな難視世帯であるとか、先ほど出ましたが、デジタル化困難な共聴施設というものにつきまして調査を実施し、本年度内に対象地区における対策手法の検討を行う。その上で地方公共団体等との調整を踏まえまして、来年夏までに対策計画、地デジ難視地区対策計画（仮称）をつくるということでございます。電波未発射の地域もございますので、それについても、遅くとも２０１０年の末までできるだけ早くつくっていくということでございます。この計画に基づきまして、２０１１年の春、アナログ停止前までに難視聴地域対策を実施していくということでございます。

６ページをごらんください。デジタル混信につきましては、実際に混信が発生している地区、世帯の見きわめであるとか、あるいは対策計画の策定、あるいは支援の在り方について提言が盛り込まれているところでございます。ケーブルテレビにつきましては、ケーブルテレビによってデジタル放送が視聴可能な世帯というのは2，０００万世帯を超えているところでございますので、地デジのみの再送信サービスの導入であるとか、暫定的なデジアナ変換などの検討課題が盛り込まれており、その上でケーブルテレビのデジタル化を計画的に適切に推進していくこととされております。

ＩＰ再送信につきましては、２０１０年１２月末までにできるだけ広いエリアを提供されるとともに、実施域を示したロードマップが公表されるよう、国において役務利用放送事業者に働きかけを行うということが記述されております。

５番は、暫定的な衛星利用による難視聴地域対策ということでございますが、難視聴地域の解消に全力を尽くしても、どうしてもアナログ放送終了までに地上系の放送基盤でデジタル放送を送り届けられなくなる地域を対象に、暫定的な衛星利用による難視聴地域対策を実施すべきということで、具体的な方法として東京の放送（ＮＨＫ、キー局５局）を放送衛星で再送信。２００９年度内に運用開始するであるとか、あと各地域で視聴できる民放の番組は、各地域の放送局の系列キー局の番組が基本となること、標準画質でデータ放送はありませんが、字幕・解説放送は再送信の対象となるということでございます。

対象世帯におきまして、１台のテレビでＢＳデジタル放送による、先ほどの再送信を視聴するために必要最小限の支援を実施する。具体的にはＢＳチューナーとパラボナアンテナを設置する支援を検討すべきということが記述されてございます。当然、今、ＢＳデジタル放送が視聴できる世帯というのは対象にはならないということでございます。また、こういう暫定的な衛星利用による難視聴対策の対象となる世帯が衛星による放送を受信する場合に、利用料というものは求めないようにすべきであるということが提言に盛り込まれてございます。

７ページ目をごらんください。７ページ目はデジタル放送の有効活用ということで、公共分野における有効活用、これは、この審議会における議論のきっかけは、公共分野におきまして、こういう有効活用をぜひデジタル放送の特性を生かしてやっていこうということで始まったものでございますが、防災等の各分野におきまして取り組みを推進していくことが引き続き必要であろうと。有効活用事例を紹介することによって、そういう活用の可能性を広く広げていくことが望ましいことが提言されてございます。

また、字幕放送、解説放送等の拡充につきまして、特にユニバーサルな情報発信手段である字幕放送の一層の拡充に向け、助成制度の拡充や放送事業者における積極的な取り組み、ＣＭへの字幕付与について、実現に向けた関係者間の検討、あるいは解説放送につきまして、拡充に向けた取り組みということが記述されてございます。また、地デジ特性を生かした番組づくりということで、同一チャンネルで複数の番組を送信するような、いわゆるマルチ編成などの地デジの特性を生かした番組づくりが望まれることが

盛り込まれております。

第６章、８ページでございます。アナログ放送終了に当たっての課題ということで、アナログ放送終了に向けて放送の中で順次終了に向けた対応を強化していくというのがアナログ放送終了計画でございます。終了計画の中では、例えば地域間で終了時期に差を設けないことを基本とすることであるとか、放送終了に向けた取り組みを段階的に強化する。現在、夏からアナログ放送には「アナログ」というロゴマークが画面の片隅に表示できるような準備が放送事業者において進められているところでございます。そのほか、スーパー、あるいはお知らせ画面を表示するようなことを順次強化していくということでございます。当然、そういう取り組みを強化するに当たっては、周辺環境整備が必要であること、あるいはアナログ放送停止のリハーサルの実施に向け、住民や地方公共団体の合意と全面的な協力が得られることを前提に検討を行うべきことが記述されてございます。

廃棄・リサイクルにつきましては、アナログ放送終了後も、チューナーなどをつけることにより使い続けられることの周知広報の徹底であるとか、台数の予測において、ＪＥＩＴＡにおいて見直しを行い、その結果としてメーカーにおいて取り組まれることが盛り込まれております。アナログ放送終了のための体制整備ということで、地デジ全国組織を立ち上げるとともに、地方拠点、それは受信者支援センターということになりますが、都道府県レベルで設置すること、あるいは関係者のさらなる連携、あるいは政府を挙げて推進する体制の整備ということが盛り込まれているところでございます。

最後、９ページでございますが、これはアナログ放送終了後、２０１１年以降の課題ということでございますけれども、先ほど申しました暫定的な衛星利用により視聴することとなった世帯におきましても、最終的にはデジタル放送を送り届けなければならないということで、そういう計画についてもきちんと取り組でいくこと。あるいは５３チャンネル以上どうしても当面使わなければならないチャンネルがございますが、これを２０１２年７月までに、最終的にはほかの用途に利用できるようにあけなければならないということで、２０１１年から１２年の間に行うチャンネル切りかえということがございますので、これにつきましての提言が盛り込まれてということでございます。

早口になりましたが、以上でございます。

○村上委員　　以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○庄山会長　　どうもありがとうございました。精力的にまとめていただきましたが、た

だいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

○関根委員　　受信機器購入に関する支援対象の中から、視聴覚障害者が外れ経済的に困窮度が高い世帯のみとなったことは、異論のあるところもあるかと思いますけれども、今後、放送のユニバーサルデザインを進める上での、技術的な進展のほうを希望したいと思います。

これまでずっと地デジのメリットということで、ＥＰＧの拡充や、字幕の拡充ということが国民に説明されてきたわけですから、今後もあらゆるデジタルチューナー、そしてテレビが字幕対応となり、すべての機器がユニバーサルデザインになること、そして、コンテンツがＣＭも含めて、今後は、字幕、そして音声解説が必ず入っていくということを、これからもずっと推進していただきたいと思います。それが今後、ノーワン・レフト・ビハインド、だれも残していかないという、そういった思いでのこれからの地デジの普及に非常に大きな貢献をすると思いますので、ぜひ関係者の皆様にはよろしくお願いいたします。

○庄山会長　　ありがとうございました。ほかはどなたかございませんか。だんだん近づいてまいりましたので、やはり失敗のないように、具体的にかなり細かくこれは決めていただきましたが、あと、きちっとこれをやり抜いて、何とか２０１１年に向かってうまくやるということをお願いしたいと思います。まだまだあちこちのところで役割分担があろうかと思いますが、ぜひお願いしたいと思っております。

○高橋委員　　国民の理解醸成なくしてアナログ放送停止による地上デジタル放送への移行というのは非常に困難だと思いますが、広報ということを非常に強調されておりましたけれども、広報の徹底のみならず、その内容についての理解、納得というのが非常に必要だと思います。その上で機器の操作性とか、経済的負担とか、地デジの特性を生かした番組制作の充実とか、課題はまだいろいろあると思うんですけれども、やはり今一番しなくてはいけないのは、地デジの恩恵を受けられない地デジ難民とでも言ったらいいのでしょうか、そういう人たちや、不利益をこうむる地域の人たちへの周知・広報だと思います。その点について、もし総務省のほうでアンケート調査とか、説明会をしているのであれば、少しその状況を教えていただきたいと思います。

簡易なチューナーを５，０００円程度でということですが、まだ具体的な姿が見えていないということで、やや不安がございます。それから、相談対応も支援センターにまずこの秋、全国１０カ所ということですけれども、都道府県に１カ所でも少ないわけで、

そこに向けて、かなりのスピード感を持って進んでいただきたいと思います。総務庁がこの春行った調査計画で、アナログ放送停波の認知度は９２．２％であるけれども、時期の認知度はまだ６４．７％で、地上デジタル放送対応受信機の世帯普及率は４３．７と、この数字はかなり私は厳しいのではないかと思いますので、取り組みをさらに進めていただきたいと思います。以上です。

○庄山会長　　ありがとうございました。何か総務省のほうでコメント、具体的に１０カ所だということですが、今年、早速、１カ所はもう始められると思いますが。

○吉田地上放送課長　　最後に高橋委員からご指摘のありました相談センターにつきましては、もちろん今年１０カ所ということで、もっときめ細かく行うべきという観点から、少なくとも都道府県に１カ所ということで盛り込まれていると理解しております。その上で、もちろん複数設置しなければならないところもあるかもしれませんが、そこでもちろん、ほかの部分にも盛り込まれていることと組み合わせて読んでまいりますと、そこで単に構えて電話を待つというだけでなくて、そこを拠点としていろいろな形で地域に働きかけていくという取り組みがもちろんセンターのほうに求められると思いますので、そういう機能をいかに充実していくか、あるいは、そういう中でどれだけ効率的に、かつ有効に機能させるかということが、当然つくるだけでなくて、それに魂を入れるということが非常に重要になってくると思います。

チューナーにつきましては、一定程度の低廉化は進んでおりますが、当然、経済的に困窮度が高い方への支援のような形で、そういう需要も出てくると思います。あるいは２０１１年が間近になるにつれまして、そういう需要というものが一般の方々にも出てくると思いますので、諸外国におきましても、やはりアナログ停波の直前になって低廉化している状況ということもございますので、引き続き、私どもとしても取り組んでまいりたいと思います。

ちょっと最初の部分のご質問の趣旨がよくわからなかったのですが、アンケート調査とおっしゃったのはどのようなものでございましょうか。

○高橋委員　　最後にお話ししましたように、全国での認知度、浸透度調査というのはやられているわけですが、とりわけ受信困難地域の人たちに対して、もう少しきめ細やかな調査をされているかとか、そのあたりをされているのであればお伺いしたいと思って質問させていただきました。

○吉田地上放送課長　　受信困難地域というのは、要は辺地共聴施設などを設置している

ようなところというご趣旨でよろしいでしょうか。例えばどういうところでしょうか。

○高橋委員　　例えば衛星対応になるところもあると思います。

○吉田地上放送課長　　アンケート調査という形ではやってございませんが、おっしゃるとおり、まず辺地共聴施設などにつきましては、市町村と協力させていただきまして、アンケートというよりは、実際にどういう改修をお願いしなければならないかとか、そういうモデルケースをご説明したり、あるいは個別にご相談に応じたりということで、そういう管理者に直接の働きかけをしております。

またそのほか、衛星による暫定利用の対象世帯を決めていくに当たりましては、どういうところが対象になるかというのを、アンケートというよりは、むしろ技術的な調査も含めて実際に受信できるのかどうか、ある程度きめ細かな調査が当然必要になってくると思いますし、あるいは、そういう対象になる世帯に対してきめ細かな周知というのは当然行っていく必要があると思っておりますので、そういう部分に十分配慮した取り組みを行ってまいりたいと思います。

○高橋委員　　ご説明ありがとうございました。もう１点だけコメントさせていただきますけれども、相談体制のことです。これについては、昨年とか一昨年のほうがもう少し生々しい話が出ておりまして、アンテナの業者といいますか、技術者がどのくらいいるかとか、実際に各家に入ってつないでみないと、地デジが実際に受信できるかどうかということがわからないという非常に難しい問題があると思います。報告書のほうには、少し詳しくは書かれていますが、この相談体制をお聞きする限りでは、その辺のきめ細かな対応というところにまだ達していないのではないかという心配がございますので、そのあたりをぜひよろしくお願いしたいと思います。

○庄山会長　　どうもありがとうございました。ほかになければ、本件につきましての中間答申でございますけれども、お手元にございます資料１９－１－３のとおりに、資料１９－１－２を添付して総務大臣に答申をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○庄山会長　　どうもありがとうございました。それでは、本件につきましては、今いろいろご注文がありましたけれども、今後さらにその辺の詳細を詰めながらやっていくということで、本案をもって中間答申ということにさせていただきたいと思います。

「デジタル・コンテンツの流通の促進」及び「コンテンツ競争力強化のための法制度の在り方」について【平成13年３月28日付け　諮問第３号、平成16年１月28日付け　諮問第８号及び平成19年６月14日付け　諮問第１2号】

○庄山会長　　それでは、次に「デジタル・コンテンツの流通の促進」及び「コンテンツ競争力強化のための法制度の在り方」について、ご審議をお願いしたいと思います。

本件につきましては、「情報通信政策部会」及び「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」におきまして、精力的に調査・審議していただきました。このたび「中間答申（案）」を取りまとめていただきましたので、同じく村上部会長からご説明をお願いしたいと思います。

○村上委員　　ご報告申し上げます。本件につきましては、ただいま会長からご説明がありましたように、情報通信政策部会のデジタル・コンテンツ流通の促進等に関する検討委員会、これも村井慶応義塾大学教授に主査をお願いしておりますが、この場でさまざまな角度から、関与する多様な関係者の皆様とともに検討をしていただきました。６月２３日の情報通信政策部会では、この検討委員会の村井主査から検討結果をご報告していただきまして、「中間答申骨子（案）」を審議いたしました。その結果、本件につきましては、提出されました骨子案と委員のご意見に基づきまして、再度委員会で答申案の審議を行うことを条件としまして、案文の策定につきましては、部会長であります私に一任をいただきました。

その後、委員会におきまして案文の審議を行っていただきますとともに、部会の皆様にも案文をお諮りしましてご意見をいただきました。最終的に今朝、委員会におきまして第５次答申案が決定されまして、私もこれを了解して、本日、総会に提出をさせていただく運びとなりました。

本件につきましては、幅広い関係者のもとで、１つはコンテンツの取引市場の形成、もう一つはデジタル放送におけるコピー制御ルールと、その担保手段の在り方について審議が行われました。コンテンツの取引市場の形成につきましては、第１に放送コンテンツの権利情報のデータベース化、第２に国際放送番組見本市の開催、第３に意欲ある番組制作事業者に対し制作機会を提供するトライアルの実施等、具体的な方策について提言が行われました。

また、デジタル放送におけるコピー制御ルールとその担保手段の在り方につきまして

は、いわゆるダビング１０の期日の確定に関連しまして、今後の進め方を提言しますとともに、ルールの実効性を担保するための措置については、いわゆる基幹放送を対象として現在の方式を視聴者の利便性の向上に資するよう改善を模索する方向で、技術、制度などの想定される選択肢について、今後１年程度をめどに審議をしていくといった項目が提言されております。

今後、この答申の提言内容を踏まえて、政府及び関係者におきまして、しっかりと取り組んでいただきたいと考えております。答申案の具体的内容につきましては、コンテンツ振興課長の小笠原課長から説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○小笠原コンテンツ振興課長　　コンテンツ振興課長の小笠原と申します。よろしくお願いいたします。

今、部会長からご説明がございましたとおり、今回の答申は大きく３つのパートに分かれます。第１がいわゆるダビング１０という新しく去年の段階で提言をされました、デジタル放送に関する新たなコピー制御ルールの件、第２が、そういったルールを担保していく、その手段の在り方に関する件、第３がいわゆるコンテンツの取引市場を形成し、これを促進していくということに関する件でございます。３点それぞれご説明を簡単に申し上げます。

まず第１点、いわゆるダビング１０という、昨年、本審議会において提言をいただきました新しい方式に関する事項でございます。資料１９－２－１の２ページをお開きいただければと思います。２ページに図で書いてございますが、いわゆるダビング１０ということでございます。昨年答申をいただきましたとおり、現行のいわゆるコピーワンスというやり方が、基本的にはハードディスクからディスクに移したときに、基本的には元データが消滅してしまう方式であったのに対し、やはりアナログ放送からデジタル放送に移行していくということについて、何よりも国民の理解の醸成と理解ということが基本になっている中で、こういったいわゆる利便性がちょっと低いというところについては、なるべく解消を図り、国民の理解を図っていくことが必要ではないかということで改善が提案され、いわゆるダビング１０と言われる、ハードディスクの元データの消滅という事態を解消し、かつハードディスクから９枚までコピーが可能ということにし、最後の１枚はムーブということで、相当な枚数の複製を可能とするという方式への改善が提案されたわけでございます。

昨年の段階でこういった新たなコピー制限のルールへの移行ということが提案されたわけでございますが、その実現ということになった場合に、若干経緯がございました。３ページの一番上にありますとおり、②のところで今年２月１９日の段階で、Ｄｐａ、いわゆる放送技術に関する放送事業者さん、メーカーさんの団体から、「６月２日の午前４時から開始したい」というご提案がございました。ただ、その期日を確定していくに当たっては、この審議会の構成員の理解を得ながらやっていきたいということもあわせてご提案を受けたため、開始時期の確定ということについて、この委員会の合意形成を図る作業が続けられていったわけでございます。

その合意形成の作業の過程でさまざまな論点が浮かび上がり、それに関する意見交換が行われたわけでございますが、それについて、報道もされましたとおり、一度合意形成ということが困難な事態に直面いたしまして、６月２日が一たん延期をされるという事態になりました。しかしながら、その後も当委員会において合意形成の努力が続きまして、４ページ、この６月１９日でございますが、実際に期日を確定するということの合意形成に至ったわけでございます。

その合意形成に至る過程においては、さまざまな立場の方が、さまざまなご意見をおっしゃいました。例えば消費者の立場からのご意見の例を申し上げますと、４ページの一番下でございますが、消費者がコンテンツについて、「クリエーターへの適正な対価の還元」という基本原則ということを否定したことはないし、むしろそういった課題については正面からこの審議会で取り上げていくべきである、というご意見や、そもそもコピーワンスという国民不在のコンテンツ保護方式について、この情報通信審議会が主体的に取り組んできたところだと。したがって、あくまでこの審議会で主体的に検討・判断した上で開始期日を確定していくと。そういった消費者のご指摘をはじめ、さまざまなご意見の交換が行われたところでございます。

その結果、５ページでございますけれども、さまざまなご意見の表明ということがあった後、やはり消費者の期待ということに対してこたえていくという観点に着目をいたしまして、権利者の立場の方々から、このダビング１０の開始期日の早期確定というご提案がございました。

このご提案を受けまして、６月１９日の段階でダビング１０の開始期日の確定を早期に行うということについて合意が得られ、その場でＤｐａに対し、その早期確定に向けた作業の開始の依頼が村井主査から行われ、６ページの⑴でございますが、その結果、

６月２３日、Ｄｐａから７月４日の午前４時を開始期日とするということが報告をされたわけでございます。そして、開始期日の確定に伴いまして、さまざまに指摘された課題についてどういうふうに検討していくかということについてもあわせてその議論が行われ、(2)(3)のとおり、おおむね合意が得られたところでございます。

合意の形成の過程でいわゆる補償金制度のことが話題となり、このことが、いわゆるクリエーターの適正な対価の還元という、当審議会においてもオーソライズされた課題との関係でいろいろな議論があったところではございます。

しかしながら、この補償金制度については、少なくとも当審議会の検討対象ではなく、クリエーターに対する適正な対価の還元ということの具体化を考えていく場合であっても、この補償金制度以外の側面から対価の還元の具体策を今後継続して検討していくといったことが合意をされたわけでございます。

具体的には、(3)に書いてございますが、コンテンツ取引市場の形成というところで種々に提案されていることを中心に、その具体化を検討していくということでございました。

以上が第１の「デジタル放送におけるコピー制御のルール」に関する議論でございます。

それから、７ページ以下でございますが、今度は第２の課題、こういったコピー制御に係るルールをどのように担保していくかという点でございます。今、「ダビング１０」という言葉を申し上げましたが、これが受信機に実装されていく、つまり、すべの放送受信機、すべてのメーカーさんの放送受信機がこのダビング１０というルールを守っていく、そういう状態をどのように担保していくかという点にかかわる議論でございます。

７ページの点線の囲み、これが昨年の第４次答申で言われているところでございますが、いわゆるコンテンツ保護という観点からすれば、このダビング１０というコピー制御に係るルール、一例でございますけれども、そういったルールが技術的にも確実に担保されるということが非常に重要であると。そしてその前提に立ちますと、そういった確実に担保するやり方についても、特に地上デジタル放送等基幹放送については、視聴者への影響が非常に大きいことが想定されるため、担保手段に関して制度を含めたルールの在り方について今後審議を行っていく。これが昨年の第４次答申で出ているわけでございます。

そして、そういった担保手段の在り方について、さまざまな現状把握と意見交換が行われ、では、そういった現状把握のもとにどういうふうに議論を進めていくかということについて議論が行われているわけでございますが、それについて、１７ページのところが、いわゆる委員会において視聴者、消費者の代表の方々をはじめとして、現在の担保手段の在り方についていただいた意見を３つの観点から集約をしたものでございます。つまり、今の担保手段の在り方について、いわゆるＢ－ＣＡＳカード、Ｂ－ＣＡＳシステムと呼ばれるシステムをさまざまな形で活用しているわけでございますが、それに着目をいたしましては、そういったものについて視聴者がどのような意識を持っておられるか、そして視聴者がそういったシステムのコストと効果についてどういった問題意識を持っておられるか、それから、基幹放送というのは、あまねく視聴者が全国で視聴できるということを担保する必要があると、そういった性格を持っている基幹放送との関係からどのような意識を皆さんが持っておられるかということ、そういった３つの観点から現状のシステムについてさまざまな意見交換が行われました。

それで、１）の視聴者の意識にかかわる課題の例ということで、「ストレスを感じる視聴者」という言葉が出てまいりますが、現在のシステムについて、いわゆる新たな知識や注意が必要ということから、いろいろなストレスを感じている視聴者がいる等、課題や問題を感じている視聴者の方々が非常に多いのではないかといった指摘がございました。

それを受けて、当委員会の議論でございますが、１８ページ、そういった指摘を踏まえますと、今の担保手段の方法、エンフォースメントの手法については、常に視聴者にとってよりよい手法を模索する方向で検討していくべきである。ここのところについては、委員会の構成の中で大きな認識の相違は見られなかったわけでございます。しかしながら、その議論の中で、それではどういうふうに改善していくのか、よりよい手法を模索していくのかということについては、いわゆる技術的な手段を追求する方法、制度に関する手段を追求する方法、幾つかの選択肢が示されたわけでございます。その検討が求められたということではございますが、それでは、現在のエンフォースメントの手法を変更する必要があるのか、あるいは変更するとした場合、どのような手法によるべきなのか、それについては、今回の審議では結論がつけられないということでございます。

しかしながら、今の段階では結論がつけられないとは言いながら、視聴者あるいはコ

ンテンツの権利者の方々から、やはり今のエンフォースメントについては、視聴者の利便性という観点から見ても、手法の改善、あるいは別の手法の検討が必要ではないかといった指摘があったところであり、デジタル放送への移行については、何よりも視聴者、国民の理解の醸成が重要であるという観点に立ちますと、こういった指摘に真摯に耳を傾け、その点に配意しながらエンフォースメントに関する今後の検討を行っていくことが必要であると。その際、先ほど技術、制度というふうに申し上げましたが、そういった可能な選択肢について、非常にオープンで、予断のない議論を行っていくことが必要であるということで、おおむねの合意が得られております。

そのスケジュール感観でございますが、２０ページの(4)、検討スケジュールの③に書いてございますが、いろいろな選択肢、方向性について議論していくとして、おおむね今回いただく中間答申から１年をめどとして、現在のエンフォースメントの手段について、どういった改善の方向性を目指すべきか、技術による改善か、あるいは制度の活用か、あるいは両者の併用か、あるいはそれ以外の手段があるのか、そういったいろいろな選択肢をオープンに考えていこうという提言をいただいているところでございます。

それでは、最後に第３点目、コンテンツ取引市場の形成ということにかかわる提言についてご説明を申し上げます。先ほど部会長から、コンテンツの取引市場の形成につきましては、いわゆるコンテンツの取引に必要な著作権情報に関するデータベースの構築、国際展開のための見本市の形成、それから、番組制作者に対する機会の提供という３点のお話がございました。

簡単にそれぞれ補足をさせていただきますが、まず、２９ページのところでございますが、基本的にコンテンツの取引に最も必要になりますのが、コンテンツにかかわる権利者、あるいはその権利にかかわる情報でございます。これをいわゆる市場のオープン性ということを高めるという観点から、その取引を希望される方々が、一定の条件であればだれでもアクセスできるようなデータベースを構築することができないかというご提言でございます。

例えば、番組制作者の方々がこういったデータベースのコスト負担に意欲を示されているということから、そういったことを支援することによって、いわゆる情報公開、市場の透明性の推進ということができるのではないかということが提言の１点目でございます。

次に、３０ページ、国際展開のための番組の国際見本市と書いてございます。これに

ついては既にアジア、ヨーロッパ、世界中から放送番組を１箇所に集め、そこに世界中のバイヤーが集まり、実際の番組取引を行う場は、既に世界で十数箇所、事例がございます。昨今のアジアにおいて、特にそういう事例が多く見られるということで、日本にも世界各国から放送番組を集め、バイヤーを招請し、まさにそこで取引を活性化させることが日本の番組の海外輸出という観点からも重要ではないか、といったことについてもご提言があったところでございます。

それから、最後に３１ページでございますが、意欲ある番組制作者、特にマルチユースということを意図して番組制作をされている方々については、いろいろな手段でそういった方々に対し制作機会、それから、制作されたものが放映される機会を、例えば番組のスポンサーになり得る方々、あるいはそういった放送番組を放送する立場の方々、あるいはスポンサーと放送をつなぐ広告マーケットの方々等のご協力で、意欲ある制作会社に対して制作機会と放映の機会を積極的に提供していく取り組みができないかという提言もされたところでございます。

以上、３点について提言のご説明をさせていただきました。事務局からは以上でございます。

○村上委員　　一言申し添えさせていただきたいのですが、この検討会の主査をお務めいただきました村井慶應義塾大学教授には、本当に最後の最後の瞬間まで大変なご苦労をおかけいたしました。また、委員の皆様、あるいはその関係者の皆様にも、これは四十数回の議論が重ねられました検討会でございまして、その過程で非常に粘り強くそれぞれのお立場からご議論をいただきました。その特段の努力に対しまして敬意を表しますとともに、部会、あるいは部会長としまして深く感謝を申し上げます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○庄山会長　　どうもありがとうございました。それでは、ただいまのご説明につきまして、皆様方のご意見、ご質問をお受けしたいと思います。どなたでも結構でございます。

○土井委員　　今、村上部会長からご紹介があったように、たくさんの議論を重ねて今回のような答申が出たというのは非常に望ましいことだと思います。そういう意味ではこういう場ができて継続されていくということが１つ、今後も続いていくということが大きな成果だというふうに考えております。

１点、本日、別の議事でも法制度に関してというお話がありますけれども、法制度を決めていただくときに、委員会でも申し上げましたけれども、技術的な進展を阻まない

ということをぜひ考えていただきたいということでお願いをいたしました。一方、考えてみますと、例えばアメリカでの自動車の排ガス規制であるとか、ヨーロッパでのＲｏＨＳ規制であるといったような法規制度はありますが、技術的にチャレンジを挑んで、それによって新たに市場が展開していくということが図られたというふうに思います。そういう点でも、従来の市場だけではなく、将来の市場を見越した法制度を考えていただくということを、関係省庁を含めましてぜひご検討願えればと考えております。よろしくお願いいたします。

○庄山会長　　ありがとうございました。どうぞ。

○竹中委員　　コピーワンスからダビング１０になったということで、それに関してはよかったなと思っているのですが、実は私どものほうに聴覚障害の方からお問い合わせがありまして、ハードディスクからＤＶＤにダビング（ムーブ）をすると字幕が消えてしまうという訴えがありまして、それを総務省にもご相談させていただいて、一緒に調査をしましたが、メーカーによってはそれができない仕様になっているということがわかったんですね。その方は、もうセットで買ってしまったので仕方がないのですが、せっかくこのようなさまざまなルールを決めていただきましたので、ダビングをしたときに、やはり字幕も残るという仕様であることというのをここでお決めいただけるとありがたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○小笠原コンテンツ振興課長　　今ご指摘の事実関係、至急調査をしたいと思います。今お聞きする限り、例えばエンコーディングのやり方を変えたときに、例えば字幕の情報が落ちてしまうとか、そういった原因が幾つか考えられないこともないですが、ご指摘の点調べてみます。

○竹中委員　　すみません。総務省にも調べていただいて、村井さんのほうからもいろいろ意見もいただいて、技術的に字幕がダビング（ムーブ）できないと明言をしていらっしゃるメーカーが、ダビング時には移らないという注意書きをされているんですね。ただ、その注意書きというのはすごく小さい字で書いてありますから、気がつかずに買ってしまいます。非常にメジャーに売れている機種ですから、信頼して買ってしまうみたいです。ですので、理由はよくわからないのですが、字幕はハードディスクからダビングできませんという販売の仕方になっているんですね。ですけど、やはりせっかくこの機会ですので、字幕もダビングできるという仕様を統一といいますか、そういう規格にしていただければありがたいなということです。

○小笠原コンテンツ振興課長　　具体的な技術規格の策定等についてＤｐａさんにお願いするということになっておりますが、一たん持ち帰らせていただいて、村井主査にもご相談の上、Ｄｐａさんとも相談し、対応させていただきたいと思います。

○竹中委員　　よろしくお願いします。

○庄山会長　　どうもありがとうございます。

○高橋委員　　重ねての発言で恐縮でございます。私もこの委員会の委員を務めさせていただいた立場から一言申し上げたいと思います。

そもそもこのコピー制御の問題は、消費者不在、国民不在のところで決まったものの見直しということで、非常に困難な道を歩んだのだと思います。今の竹中委員のお話もありましたけれども、やはり消費者の声、利用者の視点というものをいかに入れていくのかということが、特に国策である地デジ移行に伴う国民の対応ということになりますので、それについては、先ほどもアンケートというふうに申し上げましたけれども、本当に意見を聞きにいくのであれば、国民各層の各地域の人たちの意見をどれだけ拾えるかということではないかなというふうに思っております。

委員会でずっと協議をしてきて残念だったのは、消費者は技術についてはあまり知らないだろうからお任せしなさいみたいなところが非常にありまして、消費者団体の委員等も含めて私も、とにかく詳しく教えていただきたいと。教えていただいた上で判断させていただきたいということを繰り返し行ってきたわけですけれども、今回も分厚い答申が出て、多分、国民の皆様の中には、やはり自分の問題として細かく読んでくださる方もあるでしょうし、そもそもパブリックコメント自体を９割知らないという調査が先日出たばかりなので、このことについて詳しく知らしめていく必要があると思います。

メーカーさんにおかれましては、取扱説明書にいろいろ重要なことが大きな字でわかりやすく書いてあるかというと、そうでもないということも私どもの委員会で検討してきたところでございます。このダビング１０に移行というのが７月４日に決まっても、過去に買った機種の中にアップデートで対応できるものと、全く対応できないものが出てきて、それらについてメーカー関係者の方々がどれだけ丁寧に対応してくださるかということも、この地デジ移行の信頼性にかかわる問題だと思いますので、関係者みんなで協力するということで、よろしくお願いしたいと思います。

私自身は、昨年の答申で、74件のパブリックコメントをこの件についていただいていて、その中で個人の意見が56件なんですね。一つ一つが本当に読ませていただくと、そ

れぞれが問題をしっかりとらえていらして、意見を寄せてくださって、それに対してどれだけ誠実にこたえていけるかということが私ども委員会のミッションでありましたし、ひいてはこの情報通信審議会の使命だと思いますので、あと３年という非常に短い期間に迫ってまいりましたので、とにかくたくさんの意見を収集して皆さんに納得していただけるという方向を探っていきたいと思いますので、ご協力よろしくお願いしたいと思います。

○庄山会長　　どうもありがとうございました。どうぞ。

○清原委員　　１点だけコメントをさせていただきます。この間、４０回以上にもわたる委員会の中で、消費者、視聴者の立場、それから、権利者の立場、受信機メーカーの立場、放送事業者の立場から本当に率直なご議論があってここまでこぎつけていただいたこと、私からも御礼を申し上げます。

　その上で、今回、資料１９－２－１の４ページから５ページにかけまして、デジタル放送におけるコピー制御のルールの合意形成の中で、とりわけ私が注目させていただいたのは、権利者の立場の最後のところに、「権利者は、常に消費者の利便性の確保に最大限に配慮しつつ、期日の確定に取り組む」というふうに書かれているんですが、この間、やはり権利者の方は、それぞれの制作にかかわる意欲を落とすことなく、こうした消費者、利用者の視点に立ってこの方向性について決断してくださったということも私は意義が大きいというふうに思っています。

したがいまして、残された(4)以下に書いております今後の取り組みにおいて、権利者の皆さん、あるいは表現を変えればコンテンツをつくられる方の創造性の意欲が損なわれることなく、しかし、第一義的にそれは利用者のためにある、あるいは全体としてのデジタル文化のためにあるというところで、もちろん折り合いはつけていただかなければいけないと思いますけれども、何らかのこうした調整にこぎつけてくださった方々の中のより一層の合意形成がなされるように、今後もこの情報通信審議会の取り組みを続けていかなければならないと、私もこの検討担当の委員ではございませんけれども、その責任の大ききを痛感したところです。本当にご努力ありがとうございました。以上です。

○庄山会長　　どうもありがとうございました。ほかにはございませんか。どうぞ。

○高橋委員　　それでは、取引市場の件も一言コメントさせていただきたいと思います。

　これに関しましても、今、清原委員からご意見をいただきましたように、やはりクリ

エーターへの適正な還元ということをどうしてやっていったらいいのかと、それを取引市場の形成を通じてやっていくというのが私どものミッションでございました。報告書の中にもありますけれども、このコンテンツを生かした文化創造国家づくりというのが、地財戦略本部のほうの知的財産推進計画２００８の中にあるんですね。私は、この地財本部のほうでのコンテンツの委員もしておりまして、そちらでもこの問題を検討しております。

それから、放送コンテンツに係る制作取引の現状というのは、下請法の違反とか、なかなか見えないトラブルがたくさんあるところで、公正取引委員会のほうでも丁寧に見ていただきたいということをお願いしているところですけれども、まさに放送コンテンツがいいものができなれば、せっかく地デジに移行してもみんながテレビを見るということにはなりませんし、ましてや文化創造国家づくりというところには到達しないわけですので、このコンテンツ取引市場ということにもたくさんの方々に関心を持っていただきたいというふうに思っております。

○庄山会長　　どうもありがとうございました。いろいろご意見をちょうだいしまして、今後の展開において各役割分担で頑張ってまいりたいと思っております。

それでは、本件につきましては、お手元にございます資料１９－２－３でございますが、今ご議論いただきましたその詳細版資料１９－２－２を添付いたしましては、中間答申ということで出させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○庄山会長　　どうもありがとうございました。それでは本案をもって中間答申にさせていただきたいと思います。今回これに関係いたしましたいろいろなところの方々が大変ご苦労いただきましたことを重ねてお礼を申し上げたいと思っております。

「生産性向上のためのＩＣＴ共通基盤の整備方策」について【平成19年６月11日付け諮問第11号】

○庄山会長　　次に、「生産性向上のためのＩＣＴ共通基盤の整備方策」について審議いただきたいと思います。本件につきましては、「情報通信政策部会」及び「ＩＣＴによる生産性向上に関する検討委員会」において精力的に調査・審議をしていただきました。

このたび答申案がまとまりましたの、本件につきましてご審議をお願いしたいと思います。

それでは、村上部会長から、答申案のご説明をお願いしたいと思います。

○村上委員　　ご報告申し上げます。「生産性向上のためのＩＣＴ共通基盤の整備方策」につきましては、ＩＣＴによる生産性向上に関する検討委員会におきまして、人口が減少する中で、我が国経済を新しい成長トレンドに乗せるために、ＩＣＴによる生産性向上の方策につきまして検討をしてきたものであります。

当委員会で取りまとめました答申案につきましては、６月２３日の第３０回の情報通信政策部会でご報告をしまして、総会で提案することにつきましてご了承の上、本日提出をさせていただいております。

答申案では、ＩＣＴによる生産性向上を実現するためには、日本の強みであります世界最先端のブロードバンド基盤を生かして、ネットワーク力に重点を置いたパラダイムへの転換をその戦略として目指すべきであるとしています。このために、１つはＡＳＰ・ＳａａＳの徹底利用ということ、第２に企業ディレクトリの整備、第３に場所コードの構築、この３つにつきまして戦略を具現化する方策として提言をしております。この答申案の具体的な内容につきましては事務局から説明をお願いしたいと思います。秋山情報通信政策課長、よろしくお願いいたします。

○秋本情報通信政策課長　　それではＡ３の資料１９－３－１を活用いたしましては、ポイントをご説明させていただきます。３つ列がございまして、左側の列が検討を開始した背景でございまして、村上部会長からもご指摘がございました人口減少社会を迎えているという我が国におきまして、経済成長を図るためには一人当たりの生産性の向上を図ることが重要な課題となっております。その際、女性の活用、高齢者の活用といった点はちょっと捨象いたしましては、ＩＣＴを活用することによって生産性を向上させていこうという点について検討を重ねてきたものでございます。

その前に、我が国の生産性の現状について、他国と比較して低い水準にあると。また、業種別に見ましても製造業に比べてサービス産業が低水準である。また、大企業に比べまして中小企業の生産性が、これは指数化しておりますが、悪化しているという状況を踏まえております。その上ででございますが、政策部会の下の委員会における問題意識といたしまして、我が国は世界最先端のブロードバンド環境があるにもかかわらず企業の生産性が向上してないのはなぜなんだろうかという点について障壁をあぶり出してい

ただきました。

真ん中の列の最初の棒グラフが、民間企業の情報化投資の内訳を時系列でお示ししているものでございます。この中で、棒グラフの一番下、クリーム色で塗っておりますのが、ブロードバンドを含む電気通信機器に対する民間企業の情報化投資でございます。１割にしかすぎません。これに対しまして、コンピュータやその附属機器、あるいはソフトウェアに対する投資が９割を占めているということで、このあたりの投資の在り方や利用の在り方に何らかの課題があるのではないかという点で検討を重ねていただきました。

その上ででございますが、民間企業におきますソフトウェアの利用につきましては、カスタマイズやオーダーメードを選考される割合が７割を占めているという状況にございます。これに対しまして経済財政諮問会議等は、アメリカではパッケージソフトの利用が約５割を占めているといった比較もなされているところでございます。また、中小企業におきましては、人、金、ノウハウが不足しているということもございまして、他の会社、社会システムとの連携割合が低いという分析をしていただいております。その上ででございますが、もっと世界最先端のブロードバンド環境を生かしていこうと。ネットワーク力に重点を置いて、ＩＣＴ投資と利用の在り方を見直すことが必要だという点がこの答申案の一番のメッセージでございます。

そこで、各企業におきまして競争的な業務と非競争的な業務を仕分けた上で、あるいは政府部門におきましては公開可能な業務と公開できない業務とを仕分けた上で、非競争的業務、あるいは公開可能な業務については、なるべくみずからシステムを所有するのではなくて、他社と供用していこうと。あるいはカスタマイズしたソフトウェアの利用ではなくて、供用可能なソフトウェアの利用を進めていこうというのがこのパラダイムシフトでございます。

ただ、こうしたメッセージだけでは物事が進んでいきませんので、共通基盤として３つ、ＡＳＰ・ＳａａＳの活用、企業ディレクトリ、場所コードといった点について検討を重ねていただきました。ＡＳＰはApplication Service Providerの略、ＳａａＳはSoftware as a Serviceの略でございますが、いずれもネットワークに接続して、接続先から必要なアプリケーション機能、システム機能を利用するというものでございまして、まさに世界最先端のブロードバンド環境が整備されている我が国ならではの生産性向上の１つのツールでございます。にもかかわずでございますが、昨年末の総務省の通

信利用動向調査におきまして、ＡＳＰ・ＳａａＳを現状お使いになっている企業は１２％程度にすぎません。ＡＳＰ・ＳａａＳを知らないという企業が逆に４割を占めているということでございまして、認知度の向上がまず何よりも大事だということでございます。

私ども総務省におきまして、昨年１１月にＡＳＰ・ＳａａＳベンダー、事業者側の情報開示項目をそろえようということで情報開示指針を公表いたしました。この指針を業界、ＮＰＯ法人、公益法人が受けとめていただきまして、今年の４月から情報開示をきちんと行っているＡＳＰ・ＳａａＳベンダー、その認定を開始していただいているところでございます。こうした認定をもっと活用していこうと。あとマクロデータも不足しているということで、白書の作成が必要だと。それから、提供側ではなくて利用側の作成事例の公表もしていこうということで、認知度の向上を上げていくべきであるという提言を盛り込んでいただいております。

また、行政や医療等においてこそ、ＡＳＰ・ＳａａＳをもっと使うべきではないかという点もご提言いただいております。民間企業部門においていかに電子化が進みましても、公的部門において電子化が進みませんと、そこでストップしてしまうということで、また共通業務も多いのではないかということで、ＡＳＰ・ＳａａＳをもっと活用していくべきである。その際、既に始まっている認定に公共サービスならではの分類を設定したり、あるいは活用方策を提示したりといった提言を盛り込んでいただいております。

また、日本は世界最先端のブロードバンド環境がございますので、既に多数の外資系事業者の方々が参入しておられますが、ＮＧＮなど次世代ネットワークの認証・課金機能をもっと活用できれば、こうした外資系事業者あるいは中小企業が多いＡＳＰ・ＳａａＳベンダーの活躍の余地が広がるのではないかと。これを称してウインブルドン化という提言もいただいているところでございます。

ちょっと飛びまして企業ディレクトリと書いてございますのは、ネットワーク上であらゆる業界が利用できる企業データベースのことを想定しております。これは経済財政諮問会議等におきましても、現状さまざまな企業コードがあって名寄せが困難である。あるいは多重入力の手間、あらゆるデータベースに共通のデータが入力されていると。また、電子取引・電子申請ごとに多くのＩＤパスワード管理が必要だといった点、民間委員から指摘がなされているところでございますが、ネットワーク上に公開可能な企業台帳、企業コードを整備いたしまして、こうした課題にこたえていこうというものでご

ざいます。

　その際、既存の企業コードや電話番号を活用いたしまして、より簡便にスピーディにネットワーク上であらゆる業界が活用可能な企業ディレクトリを整備していくべきではないかという提言もいただいているところでございます。これにつきましては、今年度から、ご提案のありましたユビキタス特区事業で検証、実証に着手することとしておりまして、国際標準化されている電話番号を基盤として企業ディレクトリをアジア等にも展開していくべきだというご提言をいただいております。

　場所コードにつきましては、これは実社会の企業活動をネットワーク上でトレース、可視化することによりまして生産性を向上させていこうというものでございます。例えば文京区本郷７－３－１という１つの住所で東京大学の広大なキャンパスが表示されるわけでございます。これだけでは物流に資することはできないということでございまして、より細かな場所コードを構築することによりまして、一定の分野、例えば物流、資産管理、移動支援、広告などにおきましては、そこにあるべきもの、いるべき人、あるべきでないもの、いるべきでない人の管理ができるということでございまして、郵便番号や住所だけでは特定できない公共空間や施設内の場所を特定するためのコードを構築していくべきであると。実はこの点につきましては、ＩＴＵやＩＳＯで国際標準化の議論が始まっておりまして、日本としても積極的に貢献していくべきであるというご提言をいただいております。その際ユビキタス特区事業におきまして、完成自動車の国際物流、港の物流ターミナルでこの場所コードを構築し、世界に提案していこうという実証事業が始まりますので、こうした実証事業を生かしつつ、国際標準化に貢献していくべきであるというご提言をいただいております。

　簡単ではございますが、以上でございます。

○庄山会長　　どうもありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、皆様方のご意見、ご質問をお受けしたいと思います。

　先ほど言われた普及率というのは、どのぐらいの分母というか、何社ぐらいを調べられて４割という感じなのでしょうか。

○秋本情報通信政策課長　　すみません。今、手元に資料がございませんので、また別途ご回答でよろしゅうございましょうか。昨年末の通信利用動向調査でＡＳＰ・ＳａａＳを知らないという企業が、中小企業、大企業合わせて４割いらっしゃったと。既に利用されている企業が１２．６％だったかと思います。

○庄山会長　　生産性向上のためにＩＣＴをいかにうまく使っていくかということが盛んに今言われている割になかなか進まないということで、こういう検討会を開いていただいて、さらなる前向きのご提言を出していただいたと思いますが、特にございませんか。

○土井委員　　もし検討されていれば教えていただきたいのですが、例えば今、３点、ＡＳＰ・ＳａａＳと企業ディレクトリと場所コードというお話が出たんですが、こういうことが実現すると、どれぐらい生産性が上がるのか。ですから、今４割しか使ってないのが、６割になったらこうなるとか、企業ディレクトリももう既にあるわけですよね。それからの移行にかかるコストとか考えますと、必ずしもできたから、すぐ皆さんが移行されるわけでもないと思いますし、そういう意味での移行にかかるコストと見合わせたらどうなるかとか、そういうようなところをもし検討されていれば教えていただきたいですし、今後またそれを考えるということであれば、それはそれでまた教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○秋本情報通信政策課長　　すみません、説明を省略させていただきましたが、資料１９－３－２の答申案そのもの、１３ページ、これはＡＳＰ・ＳａａＳにつきましては、昨年末の私どもの通信利用動向調査におきまして、ＡＳＰを利用されている企業と利用されていないと企業とで生産性を比較させていただいておりまして、中小企業におきましてＡＳＰを利用している企業のほうが１５％程度生産性が高いと。大企業におきましては６％程度ということでございます。このことがＡＳＰ・ＳａａＳを導入するコストとの見合いでどうなのかという点についての分析までには至っておりません。

　また、企業ディレクトリ、あるいは場所コードについては、分析はこれからでございまして、予算プロジェクトを今年度から回していくことになってございますので、答申案の中で、４２ページでございます。メリットの可視化、あるいは企業の費用節減にどの程度資するのかといった点につきまして、設定図を示し、ＰＤＣＡサイクルを回していくべきだというご提言を盛り込んでいただいておりまして、その意味ではこれからの作業になってございます。

○村山主査　　あと場所コードについてもご説明をお願いします。

○秋本情報通信政策課長　　場所コードにつきましては、これは試算でございますけれども、場所コードのニーズが想定される業務といたしまして、物については物流から物の追跡、資産管理、人については作業指示から広告に至るまで、これについて協議会で効果を試算したことがございまして、数千億円の経済効果があるのではないかという試算

が行われております。これについても、ユビキタス特区事業で完成自動車の国際物流におきまして、どの程度の経済効果が得られるのかという点につきましては、今後実証していきたいと考えております。

○土井委員　　地図に関しましては、グーグルマップのようなウエブ２.０的なものがあって、それにどんどん記述していけるというようなものもありますし、そういう意味では書き方が、ＡＳＰ・ＳａａＳの市場ウインブルドン化とか書いてあるんですけれども、多分、これを見ていただいても、じゃ、自分たちに関係することがこの答申で出たというのはなかなか思い当たらない部分があって、それよりはウェブで調べたら出てくるというほうがわかりやすくて、多分そういうほうを使うということになると思いますので、決めていただく以上、先ほどの地上デジタルとかの話と一緒なんですけれども、これは自分たちの問題なんだと。特に中小企業の場合に、これが自分たちにかかわる話なんだとか、そういうことがもう少しわかりやすくなるような……、私もウインブルドン化と言われて何のことかよくわからなかったんですが、そういうことも少し考えていただければというふうに思います。

○庄山会長　　どうもありがとうございました。ほかにはございませんか。

○関根委員　　私のような全員在宅勤務というＳＯＨＯ企業では、本当にＡＳＰ・ＳａａＳというのは、なくては仕事にならないので、かなり使い込んでいます。が、実際ITを使って仕事をしていてネックになってくるのは、どちらかというと、相手が企業よりも自治体や省庁の場合のほうが多いんですね。今回、中小企業や大企業に対して１２％の認知度を目指すと書いてありますが、省庁や自治体ではどうなのか、要するに電子政府、電子自治体の中では、こういったＳａａＳやＡＳＰをどれくらい使っていて、今後どれくらいの使用目標というのをお持ちになっていらっしゃるのか、もし数字があれば教えてください。

○秋本情報通信政策課長　　自治体の方々向けにはＬＧ１を活用いたしましては、ＬＧ１－ＡＳＰというのが導入され、また活用されている自治体もあるというふうに承知をしておりまして、ＡＳＰという言葉であれば多くの自治体で認知度があるのではないかと。他方で、同様のコンセプトでございますけれども、ＳａａＳという言葉になりますと、それは何でしょうかという方々にお会いしたことがございます。ただ、数値として私どもはその点を把握しているわけではございません。

　また、公共サービスにおきまして介護支援サービスをするＡＳＰ・ＳａａＳの事例を

増田総務大臣に経済財政諮問会議から参考資料として提出させていただいたことがございます。これによりまして、入力にかかっていた作業時間がほとんどゼロに近いほど短縮できたとか、そういう成功事例が上がっておりますし、公的支援、介護サービスを運営する自治体の方々にとりましても、コストがたしか３分の１程度に圧縮できたという事例をご紹介させていただいておりますので、こうした事業者サイドの成功事例を多く収集し、また公表し、認知度の向上に努めていきたい。また、マクロデータもすべてこれからでございますので、白書の作成等によって認知度を高めていきたいと考えております。

○関根委員　　そうですね。そうしますと、例えば省庁の皆さんたちの居酒屋タクシーとか、最近はいろいろありますけれども、そのような交通費の清算なども、ほんとうは一本化したシステムで済むのではないかと思いますので、ぜひ今後ともよろしくお願いいたします。

○庄山会長　　どうもありがとうございました。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、本件につきましても、ただいまの資料１９－３－２をベースにいたしましては、資料１９－３－３に基づきまして総務大臣に答申をさせていただくということにいたしたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○庄山会長　　どうもありがとうございました。それでは、本案をもって答申をさせていただきたいと思います。

「我が国の国際競争力を強化するための研究開発・標準化戦略」について
【平成19年８月２日付け　諮問第13号】

○庄山会長　　次に、「我が国の国際競争力を強化するための研究開発・標準化戦略」について、ご審議をお願いしたいと思います。本件につきましては、「情報通信技術分科会」及び「研究開発・標準化戦略委員会」において精力的に調査・審議していただきました。このたび答申案を取りまとめいただきましたので、坂内分科会長代理からよろしくお願いいたします。

○坂内委員　　土居分科会長がご欠席ですので、私が代理でご説明させていただきます。

本件は昨年８月２日の情報通信審議会において諮問された案件でございます。審議会

におきまして、本件は技術分科会で検討することというふうにされました。

諮問の当日に開催された情報通信技術分科会において、本件を専門に審議する場として研究開発・標準化戦略委員会が設置をされました。今般、委員会での検討を踏まえ技術分科会としての答申案がまとまりましたので、ご審議をお願いしたいと思います。詳細につきましては、委員会の主査を務めておられる酒井委員によろしくお願いしたいと思います。

○酒井委員　　それでは、委員会主査の酒井でございますが、ご説明させていただきます。お手元にたくさん資料がありますけれども、資料１９－４－１、横長の概要版のほうからご説明させていただきたいと思います。１ページあけていただきまして、ページ１と書いてあるところで、「諮問の背景」と書いてございます。諮問の背景は、我が国の国際競争力を強化しなければいけないということで、昨年５月に総務省が策定した国際競争力強化プログラムを受けまして、研究開発及び標準化に関する具体的な推進方策を検討すると、そういった形で諮問されております。

答申案は大きく分けまして研究開発戦略と国際標準化戦略になっておりますので、順にご説明したいと思います。１ページをあけていただきまして、スライドの２でございますが、これは研究開発戦略のほうでございます。戦略の策定に当たりましては、３年前に本審議会で策定した研究開発戦略のＵＮＳ戦略プログラム、これを基礎といたしまして、それを発展させました。今回策定する研究開発戦略は、ＵＮＳ研究開発戦略プログラムⅡという名前をつけております。主な検討項目は、そこに「領域」、「分野」とございますが、それぞれにつきまして目標や推進方策を明確にした研究開発のロードマップの策定及び重点課題の抽出、この２点でございます。いずれにしましても、産学官の限られた資源をもとに、研究開発を効率的・効果的に進めていくことをねらっております。

続きまして、次のページ３に行っていただきまして、重点研究開発課題の抽出でございますが、これは各分野の技術要素や研究開発目標とか、諸外国の動向、我が国の水準、将来の市場、こういったものをもとに詳細な分析を行いまして、それをもとに、ここにあります重点研究課題を得ております。最初に、我が国全体として今後重点的に取り組んでいく課題としまして、重点研究課題と書いてあります新世代ネットワークから、エネルギーマネジメントシステムまでの１７課題、これを選びました。これは、主に我が国の国際競争力の強化の観点とか、左にありますような国民の生活安全、こういった２

つの観点から抽出してございます。その中から、右にありますが、特にリスクが高いとか、独創性が高くインパクトが高い、こういったような政府として今後一層重点的に取り組むべき研究開発課題といたしまして、今の１７課題のうち８課題、フォトニックネットワーク、ナノ・バイオ、最後のエコエネルギーマネジメントまで８課題を抽出いたしました。

次の４ページでございますが、これは分野別戦略と書いてございます。これは最初にございました各分野につきまして、具体的にどういった戦略をするかということをまとめたものでございますが、たくさんありますので、この例としては、①ネットワーク基盤と書いてございます、これの概要につきまして、例として書いてございます。

主な内容としまして、最初にその分野に含まれる研究開発課題として、そこにありますような次世代バックボーン技術、次世代ＩＰネットワーク技術、新世代ネットワーク技術、フォトニックネットワーク技術、こういったものを選びまして、その中で先ほど申し上げた重点研究開発課題を２つ選びまして、それぞれにつきましてその推進方策とか、あるいは下に重点研究開発課題のロードマップとございますが、こういったものを書いてございます。新世代ネットワーク技術、フォトニックネットワーク技術につきまして、簡単にロードマップを書いてございますけれども、実際これは、すべての課題につきまして、かなり詳細なロードマップを策定しておりますので、資料のほうもごらんいただければと思います。

続きまして、国際標準化戦略のほうに移りたいと思います。５ページ目をおあけいただければと思います。ＩＣＴ分野の国際標準化活動は、当然ですが、民間企業等が自分の製品や技術をグローバル市場に展開することを目的として、主体的・戦略的に取り組んでいくということが重要でございます。このためには戦略の検討とか、人材育成とか、特にアジア地域の連携、こういったものが重要でございまして、これらを強力に支援するためにＩＣＴ標準化・知財センター、こういったものを中心として産学が連携して戦略的に取り組む。そのためにどういったことが必要かということをまとめたのがこのスライドでございます。

全体の流れとしまして、左のほうから、参加とか書いてございますが、まず企業や大学等が参画しまして、おのおのの海外展開を念頭に置きまして、重点流通分野ごとに、例えば新世代ネットワーク技術、ＮＧＮ／ＩＰＴＶ技術というのが真ん中に分野別戦略検討チームと書いてございますけれども、こういった分野ごとに検討チームをつくりま

して、その際、センターとして策定いたします標準化戦略マップ、パテントマップ、こういったものが下にございますけれども、こういったものを活用いたしましては、標準化の動向であるとか、パテントの情報を分析して戦略を検討する。こういった流れになっております。その検討を通じまして、その中の強みを生かせる企業や大学等が連携いたしまして、海外展開の核となりますような標準化課題につきまして、右側にございますＩＣＴ標準開発プロジェクトを結成いたしまして、共同で標準開発や標準化提案に取り組む、こういった流れを考えております。

こういった流れでございますけれども、各段階でそれを支援するために、センターとしてはこういったことをしなければいけないというのがございます。まず最初に、特に企業の経営者の方が、国際標準化がいかに重要であるかということをぜひ十分に認識していただきたいと。そうしないと標準化活動に必要なリソースがなかなか社内で確保できない。そういったこともございまして、経営者の方にぜひ知っていただきたいことがございます。そこで、答申案の中にございますけれども、国際標準化推進ガイドラインをまとめまして、センターがこれを活用して標準化活動の普及啓発に取り組んでいくべきであろうというふうにしております。

続きまして、このセンターの活動を通じて、標準の開発プロジェクトに取り組む場合には、標準化のエキスパートによるノウハウの提供とか支援、こういったものを各企業が登録した企業の若手の方にやって、そして育成を行う。そういったこととともに、旅費とか調査費、そういった支援等が得られるようにすることも必要ではないであろうかと、そういった形でまとめております。

あと答申案のほうには、国内外に非常に多くの標準化団体がありますので、その相互連携の強化であるとか、あるいは特にアジア・太平洋地域における連携強化、こういったものが必要であると、そういう形でまとめてございます。

次、６ページに行っていただきたいと思います。６ページでは、そこに順番に１０個ございますが、我が国として国際標準化に関する重点技術分野という形で、新世代ネットワーク、ＮＧＮ／ＩＰＴＶ、電波有効料、ＩＴＳと、こういった形で１０分野を選定いたしました。これは、今後拡大するであろうようなまとまりの市場を１つの重点技術の分野としてとらえております。センターとしては、おのおのの分野の中でパテントマップ等を活用し、我が国はどこが強いかを分析し、参加者の中でグループを組んで個別の標準化領域に切り込んでいく。こういった形のことをセンターとしては支援していき

たいと、そういうふうになっております。

続きまして、最後のスライドでございますが、次のページの７、研究開発と国際標準化の一体的推進というものでございます。これは、ＵＮＳ研究開発戦略プログラムⅡにおきまして抽出された、先ほど申し上げました重点研究開発課題と、それから、今の国際標準化戦略におきまして選択されました国際標準化の重点技術分野、これがどういう関係があるかというのを示しております。見ていただきますと、いろいろ言葉が書いてございますが、グリーンで囲ってある部分が、７ページの右下に書いてございますが、研究開発戦略、国際化標準化戦略、ともに重点とされた課題でございます。例えば新世代ネットワーク技術と、立体映像技術、そういったものがそれに当たります。ブルーの部分が研究開発戦略のみで重点とされた課題でございまして、一番下の黄色い部分が、標準化戦略のほうのみで重点とされた課題でございます。今後は、今申し上げましたような新世代ネットワーク技術とか、立体映像技術等、両戦略で重点とされた課題につきましては、特に基礎段階から将来の標準化まで、これを見据えつつ研究開発に取り組んでいくことが必要と考えております。

以上、ちょっと駆け足でございましたけれども、研究開発・標準化戦略について説明をさせていただきました。

以上です。

○庄山会長　　何かございますか。

○坂内委員　　特にはありません。

○庄山会長　　どうもありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問をお受けしたいと思います。どなたでも結構でございます。

○土井委員　　質問ばかりして申しわけございません。今ご説明いただいた中で、私もこの委員会に加わらせていただいたので、そういう意味ではロードマップをつくっていただいたりするので、委員の皆様にたくさん作業をしていただいて非常にありがたかったという意味でお礼を申し上げたいと思います。

次が質問ですけれども、先ほどご説明いただいた企業ディレクトリとか、場所コードというのを国際標準化されるということなんですが、これも今ご説明いただいた６ページの中でいうと、１０番目のユビキタス技術分野に当たると思いますが、その中で取り上げて活動されるんでしょうか、それとも別々にされるんでしょうか、ちょっと教えていただけないでしょうか。

○田中通信規格課長　　これは、まさにユビキタスの技術分野の中で当然取り込んでやっていくという分野になりまして、今もＩＴＵのＳＧ１７で、実際、日本と韓国が一緒になって空間コードについては提案をして準備をしているというようなオンゴーイングの状態でございます。また、ＩＳＯ／ＩＥＣでも同じように対応しているというような状況です。以上です。

○村上委員　　国際競争力という視点で研究開発標準化の在り方を非常にタイムスパンを長くとってやっていただきました。ＩＣＴ国際競争力会議で議論をしていますことがこの分野で具体的にどういうふうになるのかということが非常によくわかる戦略をお出しいただいていると思います。u-Japan政策自体は２０１０年をターゲットイヤーとしていたんですけれども、そのときに、ＵＮＳ戦略プログラムという研究開発ビジョンが２０１５年というターゲットイヤーを設定して、さらにその向こうの展望をお示しいただいたことで、u-Japan政策全体の見通しも非常に高くなったように思います。今回は、基本は２０１５年がターゲットイヤーだと思いますけれども、ロードマップを拝見していますと、２０２０年とか２０２５年までの展望も含めてお示ししていただいているということで、さらに将来にわたっての考え方をつくる上で非常に有益なものだと思います。

　ＵＮＳ研究開発戦略プログラムⅠのときに、説明資料の２ページにあります１０分野が設定されまして、これが目標を可視化するということで非常に有益でした。それが３ページのように、１７の重点研究課題、それから、８つの一層重点的に取り組むべき課題というふうに拡大させ集約をしていただいたということで、一層わかりやすくなってきたのですが、こういう目標像を持っているということ自体についての説明、周知に、これは内外の産業界が中心になるかと思いますけれども、ぜひ積極的に取り組んでいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○児玉技術政策課長　　事務局でございます。今おっしゃったとおり、今回いただく答申を実行していくことが大変大切でございますので、１つは、我々、予算への施策の反映というのがあります。それから、もう一つは、政府だけでできるものではなくて、産学官全体で連携してやらなければならないということは重々承知しておりますので、いろいろな形があろうかと思いますけれども、産業界、あるいは学会等に対して広く周知、あるいは理解を求めていって、具体的な施策に盛り込みたいと思っております。どうもありがとうございます。

○根元委員　　今回は地球環境保全というのが研究の根幹に取り入れられて、非常にすばらしいことだと思います。ＩＣＴのこの分野に貢献するものはものすごく大きいと思うんですね。ですから、積極的にそれをターゲットに入れたということは非常に的確かと思います。

　それから、国際競争力をつくるということはまさしく大事で、そのための標準化は非常に大事で、具体的にセンター構想が出されております。そのセンターのミッションなり役割は非常に大きいと思うんですね。今まで我が国が国際標準化等々に少しおくれをとっていたのは、そういうまとめるところがなかった。オールジャパンとしてまとめるところがなかったことがありまして、こういうセンター構想というのは非常にすばらしいと思うんですが、具体的には、どこがどういう格好でというその具体案をもしお持ちでしたら教えていただきたい。以上でございます。

○田中通信規格課長　　では、事務局のほうから。この答申をいただけるということを前提に総務省のほうで産業界と調整をさせていただいているところですけれども、今、このセンター自身は、ＴＴＣ、ＡＲＩＢ、日本ＣＡＴＶ技術協会等、標準化にかかわる業界団体による任意団体というような形でつくっていこうと思っております。ただ、それだけでは費用的なものとか、いろいろありますので、総務省でも標準化の予算を今年度確保してございますので、標準化情報、パテント情報の提供、それから、いろいろな支援を実施することで、できる限り我々は外からセンターに対して応援をしていくという形をとっていこうと考えてございます。

○根元委員　　できるだけ国でサポートするようにして育てていかないと、かけ声だけに終わってしまうと思うんですよね。将来的に非常に重要ですので、その辺をよろしくご配慮をお願いしたいと思います。

○庄山会長　　それでは、よろしいでしょうか。どうぞ。

○大谷委員　　国際競争力を高めるためのロードマップをかなり緻密にまとめていただきまして、現在、日本の国が置かれている状況を具体的に認識することができたということで、非常に貴重な資料だと思って受けとめております。

　そこで、今後のことで、特に２つお願いしたい点がございます。今、根元委員からもご意見があったセンターの位置づけということですが、ここで重点的なテーマとして挙げられている技術、主に基礎的な技術分野が多いと思うのですが、その技術を利用される国際的な利用者、いわゆる末端の消費者ではなく、その技術を活用して製品を生み出

す、プロダクト・アウトする、そういう立場の海外の産業界に対してのマーケティングの視点というか、海外でそういった技術がどれだけ必要とされているのかといった視点も取り入れてこのセンターを運営していく必要があるのではないかということです。そうしませんと、どうしても日本の市場で受け入れられる技術といったものに特化し、緻密で、日本の多様な消費者のニーズにこたえたものをどうしてもつくりがちになってしまい、いわゆるガラパゴス化されているという話は以前から出ているとおりです。どうしてもセンターを立ち上げてオールジャパンの体制をとることはすぐれた考えだとは思いますけれども、そこに技術者だけをまた集めるというような形、あるいは研究者だけに集っていただいてということですと、海外の必要としている日本の技術といったものについてのマーケティングの視点が失われがちになるのではないかということを多少おそれもしますので、その点について配慮した運営ができるように、これからのロードマップをさらに緻密なものに仕上げていただければと思っております。

あともう１点でございますけれども、パテントマップをつくる中で、パテントプールなどを技術の集約も含めて考えられるということですが、やはり今まで技術というのは、とにかく企業の切磋琢磨、すなわち競争によって生れてきたものです。パテントプールというのは、一たんその競争をやめてというような位置づけもあるものですので、競争法から見て問題のない位置づけにするように、技術的な談合の温床と言われることがないような体制づくり、運営の仕方というものについての意識的な取り組みが必要なのではないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

○庄山会長　　どうも貴重なご意見ありがとうございました。ぜひこれからの進め方につきまして反映させていくべきだと思いますし、そのようにお願いしたいと思っております。

それでは、本件につきましても、お手元の資料の１９－４－３に基づきまして総務大臣に答申をいたしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○庄山会長　　どうもありがとうございました。それでは本案をもって答申をさせていただきたいと思います。

それでは、途中ではございますけれども、以上の４件につきまして、総務大臣に答申をいたしたいと思いますので、事務局からその進め方についてお願いします。

○今林情報通信政策局総務課長　　まず、カメラ撮りのために報道関係者に入室していた

だきますので、しばらくお待ちください。

（報道関係者入室）

○今林情報通信政策局総務課長　　それでは、この後、増田総務大臣が参りますので、しばらくお待ちいただきたいと存じます。

（増田大臣入室・着席）

○庄山会長　　それでは、諮問第８号　地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割について等、先ほど来ご審議いただきました計４件につきまして、私のほうから答申を大臣に申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

（諮問４件について答申書手交）

○増田大臣　　どうもありがとうございました。

○庄山会長　　それでは、増田総務大臣よりごあいさつをお願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○増田大臣　　ただいま庄山会長のほうから確かに答申書をちょうだいいたしました。４件ございましたけれども、まず一番初めの「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」、２０１１年の７月に向けて大変大きな、また政府全体として取り組まなければいけない問題でございます。特に地方のほうでは、高齢者も含めてテレビに情報源を頼っているという世帯が大変多いわけでございますので、きょうご答申いただきました、住民に密着した周知方法、相談支援の在り方、それから、生活保護世帯への支援、また共聴施設改修促進などの受信側の対策、それから、中継局整備や全体的な衛星利用などの送信側対策、こういったことについて、政府としてこれを最大限取り入れて今後の施策を行っていきたいというふうに思います。

それから、デジタル・コンテンツの流通の促進等、いわゆるダビング１０については、先般合意を見ました７月４日からということになりますので、これは一番需要が多くなると見込まれる北京オリンピックに向けて、特に歩み寄っていただいたというふうに思っておりますけれども、そのほか、コンテンツ取引市場形成についてのご提言もいただいております。これも大変重要な問題でございますので、私ども今後、真剣にこの問題を考えていきたいと思います。

それから、生産性向上のためのＩＣＴ共通基盤の整備方策、これは私ども、再三、経済財政諮問会議の中でＡＳＰ・ＳａａＳの徹底利活用について話をしております。特に中小企業の皆様や、それから、地方の自治体などにとりましても、こうしたＡＳＰ・Ｓ

ａａＳの利用を進めていくというのは大変有力な武器でありますので、これについても今後、今回の答申を生かしていきたい。

それから、我が国の国際競争力を強化するための研究開発、それから、標準化戦略ですが、ともすれば、これまで国内だけの競争ということが我が国の中心でございましたが、標準化戦略なども含めてロードマップの作成などについてご提言いただきましたので、このご提言をまた尊重していきたいというふうに思っております。

庄山会長をはじめ委員の皆さん方には大変ご熱心に、そしてまた限られた時間の中でご答申をいただいたわけでございますが、以上４件、私が責任をもって今後の施策に反映をしていきたいというふうに思っております。予算の時期も大変近まっておりますので、逐次予算が必要なものは予算に反映をさせていきたいと思っておりますし、そのほか総務省の施策に総力を挙げて反映をさせていきたいというふうに考えておりますので、また今後ともどうぞご指導、ご支援を賜りますようにお願い申し上げる次第でございます。どうもありがとうございました。

○庄山会長　　どうもありがとうございました。増田総務大臣にはご公務がこの後予定されておりますので、どうぞご退席ください。

○増田大臣　　どうもありがとうございました。

（増田大臣退室）

○今林情報通信政策局総務課長　　それでは、報道関係の方、ご退席をお願いします。

（報道関係者退室）

報告事項

「通信・放送の総合的な法体系の在り方」について【平成20年２月15日付け諮問第14号】

○庄山会長　　それでは、審議のほうを再開いたしたいと思います。

次は「通信・放送の総合的な法体系の在り方」について、これは総務省からご説明をお願いします。

○内藤通信・放送法制企画室長　　それでは、「通信・放送の総合的な法体系の在り方」につきましては、現在の検討状況についてご報告申し上げます。資料１９－５－１をお手元にご用意ください。

本件につきましては、平成２０年、今年２月１５日に諮問がなされておりまして、左上にございますとおり、通信・放送の融合・連携に対応した具体的な制度の在り方につきましては、平成２１年、来年の１２月ごろまで検討が行われるということになってございます。

審議状況でございます。諮問を受けまして情報通信政策部会のもとに「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会」を設置し、調査審議が開始されてございます。メンバーは右半分にございますとおりでして、技術あるいは制度のご専門の方、それから、ＩＣＴの利活用の現状にお詳しい方々にご参画をいただいているところでございます。これまで２月以降、５回議論が行われているところでございまして、恐縮ですが、次のページのほうへお移りください。第５回会合は６月９日に行われておりますが、この日に中間論点整理案について議論をし、その週の終わりになります１３日に、「案」をとりまして中間論点整理として公表するとともに、７月までのパブリックコメントを現在実施しているところでございます。

論点整理の位置づけでございます。左上の■の３つ目になりますけれども、国民的な合意形成に向け、今後重点的に審議すべき主な論点及びその検討の方向性などについて中間的に整理したものでございます。そういう意味では最終的な意思決定を行っているということではございません。

論点整理の主なポイントを簡単にご説明申し上げます。紙の左の真ん中、やや下でございます。まず法体系の全体構造の見直しということで、現在の我が国の通信・放送法体系を、情報流通の中での役割の違いに応じて法律の規定を再編成するとした上で、できるだけ合理化するとともに、レイヤー間の関係が明確化された法体系に転換するということでございます。いわゆる従来の縦割り型の法体系を横割りに転換する、こういう方向で検討することとしてございます。

左下でございます。伝送設備の関係の記述でございますが、例えば通信・放送の利用区分等にとらわれない形での柔軟な電波利用を可能とする方向で検討するということ等を論点として明示してございます。右側に移りまして伝送サービス、人様の情報を運ぶサービスでございます。これにつきましては、その規律の再編ということで、基本的に電気通信事業法の規律体系に取り込んで規律の一元化を図ることとしております。

次に、コンテンツでございます。現在、さまざまな放送類似のサービスというものがいろいろ登場しているわけでございますが、そういったようなものを含めてメディアサ

ービスと呼んでございますが、法律で規制の対象とするメディアサービスの範囲については、従来の放送の概念の中に範囲をとどめるということでございます。具体的記述につきましては、今の放送の規律を土台として今後検討することとしてございます。

また、１つ飛びましてオープンメディアコンテンツと書いてございますが、いわゆるインターネット上のコンテンツ等でございます。こういったようなものにつきましては、プロバイダ責任制限法の枠組みを適用しまして、当面は行政機関が直接関与しない、そういう方向で検討することとしております。

このほか、これも１つ飛びまして、レイヤー間の規律、例えばコンテンツと伝送サービスというレイヤーを越えた規律につきましては、例えば電気通信事業紛争処理委員会が現在行っているあっせん・仲裁、この対象を異なるレイヤーに属する紛争も含める方向で検討するほか、各レイヤーの中、あるいはレイヤー間の公正競争確保のための制度整備の在り方についても検討することとしております。

また、セーフティネットとしての包括的な利用者保護規定を整備する方向で検討をするほか、ＮＴＴ及びＮＨＫといった特定の法人の業務内容の在り方等については、これは法体系の見直しと直接関係はございませんので、そういう意味での検討対象とはせず、さらに現行法制に基づく事業者の地位ということについては、実質的に承継する方向で検討することとしております。

こういったような内容につきまして、現在パブリックコメントを行っている最中でございまして、恐縮ですが、同じ紙の左上のほうにもう一度戻っていただきまして、今後の予定でございますが、パブリックコメントの結果を踏まえまして、このような論点を複数にカテゴリー分けをいたしまして、カテゴリーごとにワーキンググループを設置し、具体的な制度設計に向けてさらなる検討を実施する、こういう予定になっているということでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○庄山会長　　ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

○土井委員　　今のお話の中で利用者保護規律というところにかかわると思いますが、教育の懇談会のところから、小学生の携帯電話の所持に関していろいろ意見が出ているという新聞報道などがありましたが、そういう意味では、そのときに問題になるのは、携帯電話のサイトを検索しようとすると携帯電話でしか検索ができないと。そうすると有

害なサイトを調べているところは、パソコンで調べてその証拠を持ってやろうとすると、それができない。ですから、そういうようなところは、きちんとキャリアからそういう許可をもらってできるようにするとか、利用者保護にかかわるところで、きちんとやっているところが、そういう検索というか、やりやすくするような仕組みなどもあわせて考えていただきたいと思います。

また、利用者保護ということでは、今回の話のように総務省だけではなくて、他の省庁も関連として出てきたりしますので、そういうところも法体系全般というところで再度見直しをされるんだと思いますが、異なる省庁で違うことが出てくることがないように、ぜひ考えていただきたいというふうにお願いします。

○内藤通信・放送法制企画室長　　恐縮でございます。事務局でございます。２点目につきましては、先ほどご紹介申し上げておりませんが、関係省庁との連携の必要性についてもご提言をいただいておりまして、それについても引き続き検討してまいりたいと考えております。

○庄山会長　　それでは、よろしゅうございますでしょうか。

（「はい」の声あり）

○庄山会長　　それでは、この件、中間論点整理ということで今後さらに進めていただきますようにお願いしたいと思います。

「京都議定書目標達成計画の進捗状況」について

○庄山会長　　次に、「京都議定書目標達成計画の進捗状況」について、これは毎回ご報告をいただいているものですが、総務省からご説明をお願いいたします。

○藤本情報流通高度化推進室長　　資料１９－６をごらんいただきたいと思います。

早速でございますが、ページを開いていただきまして、本件の報告の背景でございます。今年の３月２８日に京都議定書目標達成計画の全体改定が閣議決定されております。その中で総務省の情報通信関連施策としましては、この箱の中にありますように、通信放送６団体の自主行動計画の推進強化という点と、テレワーク等情報通信技術を活用した交通代替の推進ということが挙げられているところでございます。

この２つの進捗管理につきまして、２ページ目でございますけれども、統一的な整理がされております。大体６月ごろに前々年度、あるいは可能なものについては前年度の

実績値を把握すると。年内を目途に前年度の実績値を把握して、しっかりと毎年年２回評価をしていこうということになっております。そういう意味でこの６月は今年の第１回目の評価ということになります。

早速でございます、３ページ目をごらんいただきたいと思います。まずは環境自主行動計画の進捗状況でございます。６団体につきまして、今年２月の総会に報告させていただいておりますけれども、それぞれ目標を設定しております。赤で囲っているところが２００６年度実績というところでございます。それぞれの団体、これは目標をつくったところでございますので、２００６年度を基準年度としている４つの団体につきましては、プラスマイナスゼロ％というところでございます。今後しっかりと取り組んでいただくと。

そのほか電気通信事業者協会、日本民間放送連盟につきましては、若干目標水準を既に上回っている状況でございますけれども、それぞれのサービスの提供トレンドから若干厳しい局面もあると聞いております。今後、いずれにしましても、引き続きこういう検証、取り組みを継続していただくことを期待するところでございます。

４ページ目がテレワークに関するところでございます。テレワークにつきましては、今、政府全体におきまして、２０１０年に就業者人口の２割にする、１，３００万人にするという目標を掲げておりまして、それに伴いまして移動に伴うCO_2を削減するという目標、５０．４万トンを立てております。総務省以外の４省庁も加わって政府全体で推進しているところでございまして、２００６年、２００７年の実績、まだ人口調査をしておりませんけれども、２００８年度から毎年人口調査をしていく予定でございまして、今後、こういう面での評価を続けていきたいと思っております。

次からは参考でございまして、時間の関係もございますので、本日は、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○庄山会長　　どうもありがとうございました。何かご質問、ご意見、特によろしゅうございますでしょうか。

議決事項

情報通信審議会議事規則の一部改正について

それでは、最後に情報通信審議会議事規則の一部改正につきまして、総務省からご説明をお願いいたします。

○今林情報通信政策局総務課長　　事務局でございます。お手元の資料１９－７、情報通信審議会議事規則の一部改正についてでございますが、１枚おめくりください。前回２月の総会におきまして、審議会及び郵政行政審議会の再編につきまして、総務省の組織改正の全体の案とあわせてご説明を申し上げたところでございます。復習でございますが、１ページ目でございます。現在、情報通信審議会が基本的政策審議と法施行両方について審議をいただいておりますところ、これを整理いたしまして、情報通信審議会につきましては、集約して統一的かつ効率的な審議を実施するということで、基本的政策審議型に集中すると。それからもう一つ、これと別に法施行型の審議会として情報通信行政・郵政行政審議会を置くというようなご説明を申し上げたところでございます。

今回、省の組織及び審議会の所掌につきましては、政令の一部改正が必要になりますので、その準備を進めてまいりましたけれども、本日、その政令につきまして閣議決定されましたので、きょうお諮りすることにしたところでございます。

ご参考といたしまして２ページでございます。総務省の組織令、ちょっと細かい字で恐縮でございますが、新旧をそこに記載してございます。そこにございますように、左が現行で、郵政行政審議会となっておりますところが、先ほど申しました法施行型に集中いたします情報通信行政・郵政行政審議会となり、情報通信審議会につきまして、今まで法施行型の審議をお願いしておりました有線テレビジョン放送法等の事務につきまして、それを削除するような格好になっております。

これを受けまして、情報通信審議会の議事の手続等を定めております議事規則、審議会の内部規定でございますが、それについて、法施行事務に関する規定を削除するなど規定の整備が必要となりますので、本日、これについてお諮りするものでございます。具体的には３ページをごらんください。議事規則の改正理由は先ほど申し述べましたとおりでございまして、改正の概要も申し述べたとおり、法施行事務の削除、それから、審議会に新たに置く部会の整備ということでございます。議事規則の本則につきましては、９条と１１条につきまして、法施行事務の規定の削除、それから、部会の名称等の変更を行うこととしております。

それから、４ページ目でございます。ここに別記としてそれぞれの部会について、その所掌事務を定めておりますけれども、別記２につきましては、電気通信事業部会とい

うところを電気通信事業政策部会に名称を変更しております。それから、別記３につきましては、有線放送部会を削除して郵政政策部会を設ける規定としているところでございます。

議事規則改正に関するご提案は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○庄山会長　　ありがとうございました。本件につきまして、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

特にないようでしたら、本件はこれで議決をするということでございますが、この案のとおりに決定をしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○庄山会長　　どうもありがとうございました。それでは、これはこの案のとおりに進めさせていただくことといたします。

本日予定されました議題はこれで終了でございますが、何か委員の皆様から、ご意見あるいは何かございますればお受けしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

事務局のほうからはございませんか。

○今林情報通信政策局総務課長　　特にございません。

閉　　会

○庄山会長　　それでは、本日予定された議事はこれにて終了でございます。次回の総会の日程等々につきましては、別途確定になり次第、事務局のほうから連絡を差し上げますので、またぜひとも皆様方、よろしくお願いしたいと思います。

以上で閉会といたしたいと思います。きょうはどうもありがとうございました。ご苦労さまでございました。